

奈良県告示第百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和元年七月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲山 明良	五條市田殿町五二五
〃	清水 益成	吉野郡下市町大字栃原一四八一
〃	吉田 義一	五條市西吉野町西新子七七〇
〃	上田 一実	〃 靈安寺町七八九
〃	西尾 宣三	〃 小島町一六〇―三
〃	林 静夫	〃 湯谷市塚町四八五
〃	寺本 保英	〃 今井三丁目二―五四
〃	森下 孝	〃 田殿町三二四
〃	山口 善比古	〃 御山町六
〃	木村 正弘	〃 野原中二丁目八―二一
〃	谷車 和昭	吉野郡下市町大字下市二七八七
〃	鶴川 裕昭	〃 〃 大字新住一七一二
〃	大西 行信	〃 〃 〃 八〇七
〃	堀 光博	〃 〃 大字栃原七六七
〃	上西 正晃	五條市西吉野町赤松六三八
〃	岡西 忠彦	〃 〃 神野二三一
〃	辰巳 貞良	〃 〃 奥谷一七五七
〃	辻岡 弘司	〃 〃 湯塩六一五
〃	榊本 直和	〃 〃 北曾木六八六一
監事	西室 勝一	吉野郡下市町大字栃原九八一
〃	西前 一夫	五條市西吉野町平沼田一三七二
〃	益田 吉仁	五條市滝町三五九

二 就任役員 of 役名、氏名及び住所

理事	寺本 保英	五條市今井三丁目二―五四
〃	谷車 和昭	吉野郡下市町大字下市二七八七
〃	上西 正晃	五條市西吉野町赤松六三八
〃	中西 努	〃 檉辻町七三五
〃	杵本 昌弘	吉野郡下市町大字平原二八三
〃	坂本 辰雄	五條市西吉野町西新子一二
〃	芳田 忠男	〃 靈安寺町四八六
〃	中井 智成	〃 野原町七三六―四
〃	西尾 宣三	〃 小島町一六〇―三
〃	米田 正人	〃 湯谷市塚町一二二
〃	益田 吉仁	〃 滝町三五九
〃	山口 善比古	〃 御山町六
〃	丸尾 剛弘	吉野郡下市町大字新住一九九八―一
〃	鶴川 裕昭	〃 〃 一七一二
〃	堀 光博	〃 〃 大字栃原七六七
〃	北谷 智博	五條市西吉野町滝九二
〃	辰巳 貞良	〃 〃 奥谷一七五七
〃	辻岡 弘司	〃 〃 湯塩六一五
〃	古谷 彰男	〃 〃 北曾木六四一
監事	西室 勝一	吉野郡下市町大字栃原九八一
〃	上田 一郎	五條市西吉野町湯川二四二
〃	森脇 哲也	〃 田殿町三四〇